

議長（志村 忠昭）

これをもって、5番、隅岡美子議員の質問は終わります。

次に、10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員の尾崎忠義でございます。

私は、平成28年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、住民の足を守り、生活、福祉、教育を支えるコミュニティーバスの運行について、2、水道事業の県下広域化についての2点について一般質問をいたします。

まず最初に、住民の足を守り、生活、福祉、教育を支えるコミュニティーバスの運行についてであります。

去る2月9日、さぬき市の81歳の男性が軽乗用車を運転していて、高速道路を80km逆走して、接触、衝突事故など2件を起こしたことがマスコミに報道されました。

これまでは、専らマイカーを運転し、公共交通を利用してこなかった高齢者における大きな異変が新しい問題として発生してきており、マイカー運転が困難になる層の増加であります。

第2次世界大戦後の1947年から1949年に出生した、いわゆるベビーブーム世代つまり団塊世代が2012年から65歳以上になっておりますが、この世代は自動車運転免許証保有が圧倒的に多いことが特徴であります。

今は高い健康度を有し、また車を運転しておりますが、75歳頃、つまり2020年ごろを境にして、やはり健康状態は低下をし、生活機能の衰え、そして様々な障害の発生が急速に増加すると見られております。

また、65歳以上の自動車運転免許証自主返納が最近急速に進んでおります。そして、近年65歳以上の高齢運転に原因がある交通事故が増加傾向となっております。

高齢ドライバー対策として、自動車運転免許証の更新に際し、高齢者講習の受講が1998年から義務化されているところであります。

加齢による運転技能の衰えを自覚し、安全運転につながるのが狙いで、全国の指定自動車教習所で実施をされております。

当初は75歳以上が対象でしたが、2002年から70歳以上になり、75歳以上はさらに講習予備検査、つまり認知機能検査という判断力などを判定する検査を受けなければならないことになっております。

このように、地域公共交通の廃止と高齢での運転困難者の増加という大きな課題に直面をしております。

さらに、今後、超高齢化による心身の不調からマイカー運転が困難になるこ

とが第一に上げられますが、貧困の進展も考えられます。

また、自ら生活を維持する必要があるものの、日常の移動手段を確保しにくい高齢者の増加、そして日常生活圏の拡大により、通院や買い物などのため、移動手段を必要とする人が増加していることなどから、どの地域でも安心・安全に住み続けられるためにも、早急に準備することが必要になってきております。

また、大量に生まれている交通難民と言われている移動制約者の解消は、我が町としても最優先で取り組むべき課題となっております。

そこで、地域の交通は、高齢者の移動の確保だけでなく、まちづくり、児童・生徒の通学保障と安全対策、また地域コミュニティーづくり、公共交通を利用できない人たちの外出機会の確保等、あらゆる人たちと地域の課題となっているわけであります。

超高齢化社会到来とともに、過疎地域でなく、都市の中にも限界集落化が進みつつあり、その中でも住民が生き生きと生活していける条件として、地域交通は欠かせないわけであります。

交通政策づくりは、生活交通だけでなく、地域福祉の課題でもあり、教育、地域コミュニティーなど、住民が地域で生きていく上での土台となる総合的な課題でもあります。

このような中、2013年12月4日、交通政策基本法が制定され、2014年5月には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が成立し、地域の交通は地方自治体が先頭になって政策をつくることが打ち出され、地域住民や地方自治体の交通政策づくりが今まで以上に重要となってきたわけであります。

そこでお尋ねをいたします。

1点目は、地域交通としてのコミュニティーバス等の運行の県内未実施地区は、多度津、宇多津、東かがわ市の3地区であると聞いておりますが、どうか。

2点目に、坂出市及び善通寺市では、市民バスが本格運行までは試験運行として交通弱者等の移送及び高齢者の外出支援のため実施しており、善通寺市では平成14年10月22日から市民バス、つまり旧の福祉バスでございます、29人乗り2台での試験運行を開始したとのことであるので、我が町も健康センター行きの福祉バスの活用による試験運行、つまり自家用バスとしての白バス運行で利用率のアップができないものかどうか。

3点目には、80歳以上に福祉タクシー券を年間5,000円支給しておりますが、往復利用による利用回数が少ないと思われまので、町内巡回バス、スクールバス、福祉バスとしての間合い利用、混乗化、乗り合い化すべきと思うが

どうか。

4点目には、健康センター前、町役場前、多度津駅前を巡回バス拠点にすれば、港、フェリー利用者、JR利用者、駅前タクシー利用者として利用、活用ができると思うがどうか。

5点目には、将来の少子化対策として、スクールバスによる遠距離児童・生徒の安全確保での利用という点での運行についてはどのように考えるのか。

6点目には、本年7月に国が地方運輸局交通政策部として改組、発足しているので、香川県でも四国運輸局香川運輸支局、鬼無町にあるので、支援措置の充実とともに活用してはどうか。

以上であります。

よろしくご答弁をお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員ご質問の住民の足を守り、生活、福祉、教育を支えるコミュニティーバスの運行についてお答えをまいります。

ご質問の1点目、県内未実施の団体は、本町のほか、東かがわ市、宇多津町、琴平町の1市3町であります。

2点目の町民健康センターのバスを利用してはでございますが、ご指摘の巡回バスは1台で、4地区の入浴時間に合わせた午前2回、午後2回の運行をしております。

利用者の安全や利便性に配慮して、多くの停留所を設置しており、非常に過密な運行状況でありますので、バス試行運転は利用者へ不便をおかけすることが生じるとおられますので、できません。

3点目の乗り合い化すればとのご質問でございますが、貴重な意見として伺っておきます。

4点目の拠点を持ってすればとのご質問ですが、導入をすることが決定すれば検討してまいりたいと思っております。

5点目のスクールバスの運行につきましては、現状では考えておりません。

限られた財源の中で優先順位の協議とともに、少子化の中で学校が統合した場合に協議する課題と考えております。

6点目の支援措置を活用してはとの質問でございますが、地方運輸局交通政策部が担う主な施策は、交通政策基本計画の着実な実施の推進、地域公共交通網の再構築、社会経済の変化に対応した地域物流の課題解決が示されております。

本町として具体的な協議をすとなれば、支援措置の内容を研究し活用してまいります。

いずれにいたしましても、今後訪れる超高齢化、少子化の中で、住民の利便

性の向上のため、各種施策を実施していくことが行政の使命であると考えております。

多くのご意見がありますので、どの時期になるかはわかりませんが、総合的な交通弱者対策を検討していかなければならないと考えております。

以上、簡単ではございますが、ご理解賜りますようお願いを申し上げて、尾崎議員への答弁といたします。

議員（尾崎 忠義）

第1点目は、琴平町が抜けておりましたが、琴平町は路線バスが走っているわけでございます。

2点目についてお伺いしたいと思いますが、善通寺市では、先ほど申しましたように、交通弱者等の移送及び高齢者の外出支援ということで運行しておりますし、また三豊市では健康増進、生きがづくり、ということで、先手の福祉というふう位置づけて交通弱者に対するバスを本格運行しているわけでございます。

そして、ただいま答弁ありました健康センター行きバス試験運行は、利用者へ不便をおかけすることが生じると思われるのでできないということでございますが、そうではなく、広い意味で福祉を増進させる、また交通弱者のために足を確保するということが大事だと思っておりますので、この不便をかけるのではなく、やはり町民一人一人がそういう立場に立てば利用できるんじゃないかと思っておりますが、その点の見解をお伺いしたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。

今の健康センターの巡回バスは、目的が全然違いますので、それをあえて無理に巡回バスのように活用すれば、当然おのずと利用者のほうからの不満の声も出てきますし、目的外だと思っておりますので、それはできないと考えております。

議員（尾崎 忠義）

それでは、健康センターバスの利用率についてお伺いしたいと思います。

乗車人員、或いは利用率はどのくらいあるのでしょうか。

よろしくお願いいいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

はっきりした数字を手持ち持っておりませんので、推計でお答えしたいと思います。

大体10人から20人程度の乗車の現状でございます。

また、詳しい数字につきましては、委員会のほうで回答させていただきたい

と思いますので、ご理解賜りたいと思います。

よろしく願いいたします。

議員（尾崎 忠義）

私は、この健康センター行きのバスを見ますと、ちょっと利用率が少な過ぎるということで、もう少しそういう活用ができるためにぜひこれは利用していただきたいということで質問したわけでございます。

この点について利用率は今10人から20人ぐらいだと言っておりますが、これは4地区4コースありますから、ぜひこれを拡大で福祉施策の一環として、また交通弱者の対策としても活用できないものかということで検討していただきたいと思います。

次に、スクールバスでございますが、その時期になったら、今、少子化ということになっておりますが、この運行についても今から考えていかなければならないので、そのときになったら考えるというのでは遅いので、私たちの多度津町も地域の公共の総合計画の一環として、これについて考えていくべきではあると思いますが、教育長、どんなお考えでしょうか。

よろしく願いいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の再質問に答えていきたいと思っております。

先程の町長の答弁の方にもありましたんですけども、学校の統廃合等で子供にとって非常に大きな負担がかかるというような状況が生まれてきたら検討するという形にはなると思っております。

今現在は、とにかく学校として歩くことを奨励しておりますので、今現在そういうふうに考えております。

議員（尾崎 忠義）

このコミュニティーバスについては、各地域によってさまざまな取り組みの仕方、あるいは出発点が違っていると思いますが、今、私たちは我が多度津町におきましても、地域の特性に応じたような取り組みが必要だと思っております。

ですから、この取り組みに当たっては、モデルケースというか、試験運行とかというのを徐々にやっていって、運行にこぎつけるということが大事だと思います。

なぜかといったら、私も昭和19年生まれで間もなく超高齢化社会の真っただ中に入るわけで、いつまでも運転はできないということで、非常に切実に思っております。

そういう意味で、ちょっとでもそういう福祉バスとして、あるいは今後そういう人たちが買い物難民であるとか、病院へ行くにも行けないとかというこ

とで、非常に進んでくると思います。

そういう意味で、ぜひこれは考えていただきたいと思います。

ちなみに、隣接地の善通寺市では、碑殿まで来ておりますし、また近くまで町内のところで隣接しているわけでございます。

私の遠い親戚の方も免許証返納した、そして体が悪い、善通寺の国立病院へ行かなければならないということで、三和シャッターの横まで出て行って利用しているということでございますが、町内にそのように拠点病院があればいいのでございますが、ないわけでございます。

そういう意味で利用するという意味におきましても、非常に何とかしてほしいという要望が強いわけでございます。

その意味で、三豊市、そして善通寺市、丸亀市が走っておりますから、ぜひこれは拠点病院、あるいは買い物に行く、あるいは多度津町内でもイベントとか行事、さまざまなのにも広域化すれば、よそからも入ってきていただけるということで非常に便利になると思いますので、ぜひこれは実現をしていただきたいと思うわけでございます。

そして、平成23年には、残念ながら丸亀ではビッグ前に停留所があったのが廃止をされました。

また、丸亀では、善通寺とか宇多津の駅まで乗り入れをしているということも聞いております。

そして、利用率も学生が通勤通学にも多く利用しているということも聞いております。

丸亀市では、既に平成9年から運行開始して、既に19年間もなっております。そして、利用者、行政、運行管理者、国とか県、これは路線バスの補助との関係があるんですが、このような協議会を立ち上げて、そして従来あった市営バスを廃止して、合併と同時にこのコミュニティーバスとして走らせたということ聞いております。

現在は13台のバスを運行しているそうでございます。

ですから、そういう連携をして、ぜひ実現をしていただきたいと思うのが私の希望でございますが、そういう意味においてぜひ検討がいかげなものでしょうか、お尋ねをいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員のご質問にお答えをしてみたいです。

この件に関しましては、私、何度も何回も答弁をしていることでもありますので、繰り返しの答弁になることをご容赦いただいて、答弁をさせていただきます。

私が町長に就任させていただいてから、丸亀市を中心とする定住自立圏の中

で十分に検討させていただきました。

それは、コミュニティーバスを運行する場合に、多度津町内だけでは効果が薄いんじゃないか。

その中で、今、尾崎議員おっしゃったように、病院に行かれる方、また買い物に行かれる方、そういう方々の利便性を考慮するのであれば、丸亀市と善通寺市、両市ともに今コミュニティーバスを運行しておりますので、その中で多度津町の住民がコミュニティーバスを活用すれば、一番利便性が高いんじゃないか、そういう中で何度も協議をさせていただきました。

結果といたしましては、丸亀市も善通寺市も財政的な負担が増えてしまう、だからそれはできないという、何度もそういうお返事をいただいたところであります。

そして、その丸亀市の方から言われたのは、合併をすればいいんじゃないかということも言われました。

そのことも尾崎議員にもお伝えをしているところであります。

今、合併をする気は私どもではありません。

そして、効率的な財政運営を行っていくこと、それが今、私どもの行政にすごく望まれていることだと思っています。

財政的な負担が余りにも町単独で行った場合に大き過ぎます。

その上に、費用対効果が上がらないという研究というのか、調査が出ております。

そういう中で、今、町が単独でコミュニティーバスを運行するということは、町民の大事な税金を無駄にとはいいませんけども、費用対効果が非常に低くなる、そういうところに使うことになる結果と考えておりますので、それは今のところはできないというのが私の考えであります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に、この件についてはなろうと思いますが、例えば見立地区でも津島さんのとこまでは三豊市からのバスが来ておるわけでございます。

そういう意味においても、近隣でもう少しということで、町が何とか今ある健康センター行きのバスを大きな意味で福祉拡充の支援の意味から見ていただいて、活用・利用できたら、高齢者の、あるいは障害者の足が確保できるということではないかと思えます。

そして、今、福祉タクシー券、先程申しましたが、5,000円だけでは、私たち白方地区に住む人たちについては、5,000円で年間補助していただいておりますが、なかなかこれでは十分な遠方の病院とか、買い物には行けないということでございますので、これを実現をしていただきたいと思います。

そして次に、第2点目に入りたいと思います、強く要望します。

そして次に、香川県広域水道（県内一水道）についてであります。

去る2月2日火曜日付の新聞報道で、「県内水道事業統合へ」の主見出し、そして「善通寺市、参加の議案可決」との袖見出しが掲載されており、善通寺市、坂出市の両市が協議会に加わるには、加入済みの各議会の議決が必要とのことでした。

また、2月6日土曜日付の四国新聞社による郷土の課題本社アンケートでは、郷土香川で暮らす上で自然災害として県民が不安に感じていることのトップは水不足であることが明らかになっております。

最多は水不足で回答者の62.2%、以下は、交通事故54.2%、地震49.1%、台風27.8%、高潮19.0%、各種犯罪18.9%、津波14.1%の順であったと報道されております。

そして、特徴があらわれたのは、居住市町ごとの結果として水不足を不安視する割合が最も高かったのは宇多津町で79.4%、ほか高松市74.0%、三豊市70.1%、三木町69.0%と続き、香川用水の依存割合の高い自治体が目立ったということであります。

このことは、水道法により水道事業は市町が行うことが原則となっておりますが、近年、国は水道事業の広域化を推進しております。

その背景には、水需要の減少や設備の更新費用の抑制がありますが、同時に将来、水道事業の民営化に向けて範囲を大きくしていくという狙いも、厚労省の主催する検討会では述べられております。

香川県の場合、平成30年度をめどに市町ごとの水道事業を廃止し、全県で一つの水道事業体にし、水道料金も統一する計画が進められております。

通常時は水余りになってきている香川用水を全量使い切ることを基本にするため、各地域の自己水源の廃止が求められてきております。

自己水源の廃止は、この広域化計画の最大の問題点であり、異常渇水や大災害に備えるには水源の分散化は鉄則であり、せっかく整備してきた自己水源を廃止して香川用水に一元化していくなど、目先の経費削減と引き換えに、住民は命の水の保障を失うことになり、将来、大きなツケを支払うことになると思われます。

現在進められている県下一水道にする水道広域化の協議については、今までは水道料金など生活に密着したことは町民合意で決めてきましたが、ところが広域化の議論については、多度津町の水道事業がなくなるという根本的な問題にかかわらず、町民が意見を述べられる機会は皆無であり、議会の関与も経過報告はありますが、全てが決まった最終判断のみとなっております。

町民の議会への情報提供、政策形成過程での参加が保証されていないわけで

あります。

そこでお尋ねをいたします。

1点目は、町民の意思決定や経営参画が一層困難になりつつあり、事前に町民への説明会を早急に開くべきであると思うがどうか。

2点目には、香川県広域水道事業設立準備協議会規約第16条、協議会はこの規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な規定を設けることができるとありますが、トップダウンの水道事業管理者だけで決めるのではなく、県下各地区の水道利用者、水道業者、有識者、水道事業者、水道課職員、水利権者の各代表での協議会をつくり、住民の意見を反映すべきと考えますがどうか。

以上、2点について質問をいたします。

上下水道課長（河田 数明）

尾崎議員ご質問の香川県広域水道事業（県内一水道）についての答弁をさせていただきます。

1点目の町民への説明会を開くべきであると思うがどうかというご質問につきましては、ご存じのとおり、平成26年10月21日に開催された香川県広域水道事業体検討協議会において、広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項の取りまとめが了承されたことを受け、同年12月11日開催の全員協議会で香川県広域水道事業体設立準備協議会への参画について、説明の上、ご協議いただいた結果、町長に判断を委ねるとの決定をいただきました。

その決定を受け、町長の判断により参画する旨を、香川県広域水道事業体検討協議会会長香川県知事宛てへ回答したことを平成27年1月14日開催の全員協議会において報告させていただいております。

なお、平成27年第1回多度津町議会定例会におきまして、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についての議決をいただいた後に、町民の皆様には香川県広域水道事業体設立準備協議会に参加したことを広報でお知らせしております。

また、本年度開催された香川県広域水道事業体設立準備協議会の協議結果、さらにはご意見のあった町所有水道施設や自己水源の有効活用を担当課長会や幹事会などを通じ、提案、協議した結果などについて、その都度全員協議会や定例会の各常任委員会の中で議員の皆様方にはご説明をさせていただいているところであります。

なお、去る2月18日に開催された第3回の準備協議会の内容につきましては、本定例会中の建設産業民生常任委員会において、準備協議会事務局の職員より説明をさせていただく予定でございます。

これまでと同様に、町民の代表者である議員の皆様に対しまして、今後も丁

寧な説明を行ってまいりますとともに、町民の皆様には広報やホームページを用いて周知を図ってまいりたいと考えております。

2点目の水道利用者、水道業者、水利権者、有識者、水道事業者、水道課職員の各代表での協議会をつくり、住民の意見を反映すべきと考えるがどうかというご質問につきましては、知事並びに各市町の首長が委員として構成している準備協議会の開催前には、準備協議会規約第12条に基づき、準備協議会に幹事を置き、幹事会を開催しております。

また、その幹事会の開催前には、担当課長会やブロック別の課長会等を開催しております。

さらには、専門的事項を協議するために、準備協議会事務局運営要綱第3条第5項に基づき、7つの作業班を置き、個別専門的な事項について、各市町から推薦された専門の職員により協議をしているところであります。

作業班の中間報告につきましては、第3回の準備協議会で報告されていますので、先にも述べましたとおり、本定例会中の建設産業民生常任委員会において、その報告内容につきましても説明させていただきます。

また、今後の自己水源の取り扱いについて、地元水利組合との協議が必要と考えておりますので、議員の皆様からいただいたご意見やご要望などにつきましては、担当課長会や幹事会等で遅滞なく提案し、よりよい広域化の姿に反映できるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

第1点目の住民説明会というのが、ただいまの答弁では開くのか開かないのかというのがよく分からないので、住民説明会を開くのか開かないのかということをお尋ねしたいと思います。

町長のご答弁をお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

以前、議会の委員会の中でも申し上げたことがあると思いますが、私は毎年対話集会や、また町政報告会を度々と言っちゃおかしいんですけども、随分とさせていただいているつもりであります。

その中で、その時々案件に関しまして必ず話をしております。

その中で水道事業の一体化兼一元化に対しても話をしましたが、その折にこの答弁もこのお答えもしておりますけども、ほとんど質問がなかった。

そのことについて、町民の皆さん方は今のとおりにやたらいいんじゃないかというふうな反応だったと思っております。

もし町民の皆様方から、これはおかしいんじゃないか、説明しろということ

があれば、必ず周知会なり説明会なりを開かせていただくつもりでおりますけども、今はそういうふうなお声がかかっていない。

今、ここ何年か町政報告会を各所で、昨日の一般質問の答弁もさせていただきましたが、数十回町政報告会をさせていただいている中で、水道事業の一元化に関しまして強い憤りとか、また質問をいただいたことはございませんので、そういう住民の声を反映しながら、住民の皆様方に説明を申し上げていこうと思っております。

それが住民参画・住民協働のまちづくりの根本的な考えだと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議員（尾崎 忠義）

安全・安心ということが必要でございます。

そして、この住民理解というのは、水道法あるいは地方公営企業法、水環境基本法、そして憲法のもとでのこの水道というのは、法的に見ても、やはり住民理解が得られないと進まないわけでございます。

そういう意味で、安くなるというだけでは、住民要望あるいは老朽化した施設、または広域化の問題については、十分な住民理解が必要であると思いません。

そういう意味で、ぜひこれは住民の話がなかったというのではなくて、町民の意思決定をぜひするために、行政が住民参画で開くべきかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（志村 忠昭）

もう時間が迫っておりますので、簡潔にお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

時間も迫っているということですので、ごくごく簡潔に申し上げさせていただきます。

ただいま私が答弁したとおりでございますので、その点、どうかご承知をお願いできればと思います。

答弁終わります。

議員（尾崎 忠義）

水は公共の財産ということでございます。

良質な水を供給するためには、ぜひ地域水道の存続の可能性が必要だと思えます。

そういう意味におきまして、ぜひ住民説明会、皆さん、多度津町には4地区ございますが、その4地区に専門的な県の職員も入れて十分理解をしていただくように説明をすべきだと思っておりますので、最後でございますが、強く要望して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって10番、尾崎忠義議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開は、10時45分にしたいと思います。

よろしく願いいたします。